

名古屋地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 過誤納金還付請求事件

国側当事者・国

令和6年12月5日棄却・控訴

判 決

原告 甲  
被告 国  
同代表者法務大臣 鈴木 馨祐  
同指定代理人 別紙指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、122万4800円を支払え。

第2 事案の概要(以下において用いる略語は、別紙略語一覧のとおりとする。)

本件は、原告が、本件相続により取得した本件各土地について、評価通達の定める評価方法により算定した価額(本件各通達評価額)により相続税の申告をし(本件当初申告)、その後、一宮税務署職員から本件土地2について小規模宅地等特例が通用されない旨の説明を受けて修正申告(本件修正申告)をしたが、本件各通達評価額と時価相場との間に大きな相違があるから本件各申告は無効であり、原告が本件各申告に基づいて納付した税額122万4800円の全額が通則法56条1項の過誤納金に当たるとして、被告に対し、同額の還付を求めらるる事案である。

1 関係法令等の定め

別紙関係法令等の定めのとおりである。

- 2 前提事実(争いのない事実及び証拠等により容易に認められる事実。なお、証拠を摘示する場合には、特に記載のない限り、枝番を含むものとする。)

(1) 本件相続等

原告の父である本件被相続人が平成28年6月●日に死亡したことにより、本件相続が開始した。

本件被相続人の相続人は長男である原告及び長女の2名であったところ、本件相続に係る遺産分割協議の結果、原告が本件各土地を含む相続財産の全てを取得することとなり、平成29年4月18日、その旨の遺産分割協議書が作成された。(乙4、5)

(2) 本件各土地の状況

ア 本件各土地は、本件相続開始日において、いずれも都市計画法7条3項に規定する市街化調整区域内に所在し、登記上の地目は「田」であった。(甲2)

イ 本件土地1及び本件土地2は、本件相続開始日において、本件被相続人が所有する工場、物置及び倉庫等の敷地として利用されていた。(乙6・2枚目、乙9・答4、乙10)

ウ 本件土地3は、本件相続開始日において、本件被相続人と原告の居宅の敷地として利用されていた。(乙6・2枚目、乙9・答4、乙10)

(3) 本件各土地の固定資産税評価額

平成28年度の本件各土地の現況地目は、別表2の各「現況地目」欄のとおり、いずれも宅地であり、固定資産税評価額は、同表の各「固定資産税評価額」欄のとおり、本件土地1について812万5779円、本件土地2について1406万9370円、本件土地3について801万0927円であった。(乙10)

(4) 評価通達が定めた評価方法により算定した本件各土地の価額

名古屋国税局長は、平成28年分の財産評価基準書において、評価通達の定めるところに基づき、本件各土地の所在する地域については、いずれも倍率方式により評価する地域に指定し、当該地域の宅地の固定資産税評価額に乗ずる倍率を、別表2の各「倍率」欄のとおり、いずれも1.1倍と定めた。(乙12)

したがって、評価通達の定める評価方法により算定した本件各土地の価額は、前記(3)の各固定資産税評価額に、上記の倍率をそれぞれ乗じて計算した金額となり、本件各通達評価額は、別表2の各「通達評価額」欄のとおり、本件土地1が893万8356円、本件土地2が1547万6307円、本件土地3が881万2019円であった。

(5) 本件各申告及び相続税の納付等

ア 原告は、本件相続に係る相続税の申告書(本件当初申告書)を別表3の「当初申告」欄のとおり記載した上、法定申告期限までに一宮税務署長に提出した(本件当初申告)。原告は、本件当初申告において、本件各土地の価額を本件各通達評価額として算定した上で、本件土地2について小規模宅地等特例を適用していた。(乙6)

イ 原告は、平成29年4月24日、本件当初申告に係る納付すべき税額21万0600円を納付した。(乙13)

ウ 原告は、平成30年5月2日、一宮税務署職員から、本件土地2について小規模宅地等特例は適用されない旨の説明を受けて、同月10日、本件土地2について小規模宅地等特例の適用誤りがあったなどとして、本件相続に係る相続税の修正申告書(本件修正申告書)を別表3の「修正申告」欄のとおり記載した上、一宮税務署長に提出した(本件修正申告)。(乙14、15)

原告は、本件修正申告においても、本件各土地の価額を本件各通達評価額として算定した。

エ 原告は、平成30年5月11日、本件修正申告に係る納付すべき税額122万4800円から前記イで納付した21万0600円を控除した101万4200円を納付した。(乙17)

(6) 本件更正請求等

ア 原告は、令和4年4月21日、一宮税務署長に対し、本件修正申告における本件各土地外1筆の価額が過大であった、いずれの土地も適正価額は評価通達が定めた評価方法により算定した価額の2分の1が相当であるなどとして、本件相続に係る相続税について、別表3の「更正の請求」欄のとおりとすべき旨の本件更正請求をした。(乙1)

イ 一宮税務署長は、令和4年12月7日付けで、原告に対し、本件更正請求について更正すべき理由がない旨の本件通知処分をした。

ウ 原告は、令和5年3月3日、国税不服審判所長に対し、本件通知処分のうち本件各土地に係る部分に不服があるとして、その取消しを求める審査請求をした。(乙20)

エ 国税不服審判所長は、令和5年11月9日付けで、原告に対し、前記ウの審査請求を棄却する旨の裁決をし、原告は、同月17日、同裁決がされたことを知った。(甲1)

#### (7) 本件訴えの提起

原告は、令和6年5月15日、本件訴えを提起した。

### 3 争点及びこれに関する当事者の主張

#### (1) 本件各申告が無効であるか否か。(争点1)

##### (原告の主張)

本件各土地は市街化調整区域内に所在するため、都市計画法及び農地法に基づく強力な制限がかかっており、不動産業界では当該制限が土地の価格査定における大幅な減額要因となっており、現に本件各土地と類似する土地について宅地価格での取引実態は見受けられず、近隣の伯母の土地は元々農地で利用制限もかかる点で本件各土地と共通するにもかかわらず、坪単価が本件各土地より低額になっていること等も踏まえれば、本件各土地について評価通達を形式的に適用して宅地と同視して価額評価をすることは妥当ではない。

このように本件各土地の価額については、本件各通達評価額と時価相場との間に大きな相違があるから本件各申告書の記載内容には過誤があり、かつ、当該事情は本件各申告の際には知り得なかったのであるから、本件各申告は無効である。。

##### (被告の主張)

ア 納税申告書の記載内容の過誤の是正については、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、更正の請求以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合でなければ、更正請求以外の方法で記載内容の錯誤を主張することは許されないというべきである。

##### イ 本件当初申告について

本件当初申告書に客観的に明らかな誤記や誤算等があるものではなく、本件当初申告は、原告が税務署に行き相談したり、相続税の申告書に関する書籍を参考にしたりした上で行ったものであるから、その錯誤(本件各土地の価額の相違)は上記要件に当たらず、無効であるとはいえない。

##### ウ 本件修正申告について

原告は、本件修正申告書自体に誤記や誤算等があるとするのではなく、本件各土地の価額について、本件各通達評価額と後に見聞きした時価相場との間に大幅な相違があったことを理由に無効を主張しているものと解されるところ、本件修正申告は、原告が税務調査を受けてその内容を十分に確認した上で自らの意思に基づいて行ったものであるから、その錯誤(本件各土地の価額の相違)は上記要件に当たらず、無効であるとはいえない。

#### (2) 消滅時刻の成否(争点2)

##### (被告の主張)

原告は通則法56条1項に基づく過誤納金として本件各申告により納付した税額122万4800円の還付を請求しているところ、本件当初申告分は平成29年4月24日に、本件

修正申告分は平成30年5月11日にそれぞれ納付されており、本件訴えが提起された令和6年5月15日時点において、いずれも各納付の日から5年を経過している。

したがって、仮に、原告の過誤納金の還付請求権が認められるものであったとしても、その請求権は時効によって消滅しており、原告がこれらの還付を被告に請求することはできない。

(原告の主張)

争う。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1 (本件各申告が無効であるか否か。) について

(1) 相続税法は、いわゆる申告納税制度を採用し(相続税法27条1項、通則法16条2項1号)、申告納税制度の下において、納付すべき税額は、納税者のする申告により確定することを原則とし(通則法16条1項1号)、通則法23条1項は、納税申告書を提出した者が、当該申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていないこと又は当該計算に誤りがあったこと等により、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大である場合、原則として、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができるように定めている。このように、相続税法が申告納税制度を採用し、通則法が納税申告書の是正につき特別の規定を設けた趣旨は、相続税に係る課税価格及び相続税額等の決定については最もその間の事情に通じている納税義務者自身の申告に基づくものとし、その是正は法律が特に認めた場合に限るとすることが、租税債務を可及的速かに確定させるべき国家財政上の要請に応ずるものであり、納税義務者に対しても過大な不利益を強いるおそれがないと認められることにある。したがって、相続税申告書の記載内容の過誤の是正については、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、更正の請求以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合でなければ、更正の請求以外の方法で記載内容の錯誤を主張することは許されないというべきであり(最高裁昭和39年10月22日第一小法廷判決・民集18巻8号1762頁参照)、このことは、修正申告書の記載内容の過誤の是正についても同様に解すべきである。

(2) この点、原告は、本件各通達評価額と時価相場との間に大きな相違があるから本件各申告書の記載内容には過誤があり、かつ、当該事情は本件各申告の際には知り得なかったのだから、本件各申告は無効である旨主張する。

しかしながら、錯誤が客観的に明白であるとは、その申告書に過誤があることが客観的にみて容易に判断し得る場合をいい、具体的には、明白な誤記、計算違いがあるような場合をいうと解される所、原告が主張する財産評価の相違は、明白な誤記、計算違いには当たらず、前提事実(5)ア、ウのとおり、原告は、本件各申告において、本件各土地の価額を評価通達に基づいて算定していることを踏まえれば、本件各申告書に過誤があることが客観的にみて容易に判断し得る場合とはいえず、客観的に明白な錯誤であるとはいえない。

また、この点を措くとしても、前提事実及び後掲各証拠によれば、原告は、本件当初申告に当たっては、税務署に申告書の記載方法や小規模宅地等特例の適用の有無を相談した上、相続税の申告書に関する書籍を参考しながら本件当初申告書を作成し(乙14・答2)、本件修正申告に当たっては、平成30年5月2日に実施された本件相続に係る相続税の税務調

査において、本件土地2について小規模宅地等特例は適用されない旨の説明を受けたところ、理解はしたが持ち帰って確認したいこともあり今すぐには判断できない旨申述した上（乙14・答6）、同月10日に本件土地2について小規模宅地等特例の適用誤りがあったなどとして本件修正申告書を提出した（前提事実（5）ウ）と認められる。このような経緯からすれば、原告が事後的に本件各土地の時価相場を調査した結果、本件各通達評価額と相違があると思うに至ったという事情を踏まえても、上記にいう特段の事情があるということとはできない。

したがって、原告が更正の請求以外の方法で本件各申告書の記載内容の錯誤を主張することは許されないというべきであり、本件各申告が無効であるとは認められない。

## 2 争点2（消滅時効の成否）について

通則法56条1項に基づく過誤納金に係る還付請求権は、その請求をすることができる日から5年を経過したときは、時効により消滅するところ（同法74条1項）、「その請求をすることができる日」は、無効な申告に基づく納付の場合、その納付があった日と解すべきである（最高裁昭和52年3月31日第一小法廷判決・訟務月報23巻4号802頁参照）。

そして、本件当初申告に係る税額21万0600円の納付日は平成29年4月24日（前提事実（5）イ）であり、本件修正申告に係る税額101万4200円の納付日は平成30年5月11日（前提事実（5）エ）であるから、仮にこれらが過誤納金に当たるとしても、本件訴え提起日（令和6年5月15日）の時点で5年を経過しており、時効により消滅しているといわざるを得ない。

## 3 本件通知処分 of 適法性について

- (1) なお、本件訴えは、原告が本件通知処分に対する審査請求を棄却する旨の判決があったことを知った日（令和5年11月17日）から6か月以内に提起されていることから（前提事実（6）、（7））、念のため、仮に本件通知処分の取消しの訴えとして提起されたものと解した場合に、本件通知処分が適法であるか否かについても判断を示すこととする。
- (2) 相続税法22条は、原則として、相続等により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価による旨を定めているところ、ここにいう時価とは、相続開始時における当該財産の客観的交換価値をいうものと解される（最高裁平成22年7月16日第二小法廷判決・裁判集民事234号263頁）。そして、相続税法は、一部の権利等の評価を除き、財産の評価方法について定めを置いていないが、これは、財産が多種多様であり、時価の評価が必ずしも容易なことではないため、納税者間の公平の確保、納税者及び課税庁双方の便宜、経費の節減等の観点から、評価に関する全国一律の統一的な評価の方法を定めることを予定し、これにより財産の評価がされることを当然の前提とする趣旨であると解される。そして、課税実務においては、各種財産の評価方法に共通する原則や各種財産の評価単位ごとの評価方法を具体的に定めた評価通達によって、画一的な評価方法により財産を評価することとされている。

このような相続税法の趣旨からすれば、評価対象の不動産に適用される評価通達の定める評価方法が適正な時価を算定する方法として一般的な合理性を有するものであり、かつ、当該不動産の相続税の課税価格がその評価方法に従って決定された場合には、その課税価格は、その評価方法によっては適正な時価を適切に算定することのできない特別の事情の存しない限り、相続開始時における当該不動産の客観的な交換価値としての適正な時価を上回るもの

ではないと推認するのが相当である。

- (3) これを本件についてみると、前提事実によれば、本件各通達評価額は、相続税法及び評価通達の定める評価方法（別紙関係法令等の定め・第3参照）に基づき、本件相続開始日における本件各土地の現況地目を宅地と判定した上で、その価額を評価したものである（前提事実（3）、（4））。

そして、原告は、評価通達が一般的な合理性を有する点は争っておらず、本件各土地について評価通達を形式的に適用して宅地と同視して価額評価をすることは妥当ではなく、本件各通達評価額と時価相場との間に大きな相違があることは特別の事情に当たる旨主張し、その根拠として、①本件各土地は市街化調整区域内に所在するため、都市計画法及び農地法に基づく強力な制限がかかっており、不動産業界では当該制限が土地の価格査定における大幅な減額要因となっていること、②近隣の伯母の土地は元々農地で利用制限もかかる点で本件各土地と共通するにもかかわらず坪単価が本件各土地より低額になっていること、③審査請求の際に不動産アドバイザー（甲5）に本件各土地の売却査定を依頼したが、坪単価2～3万円でも買い手はつかないと言われたことを指摘する。

しかしながら、上記①については、稲沢市長は、本件各土地の固定資産税評価額の算定に当たり、不動産鑑定士による市街化調整区域の市場の特性等を考慮した鑑定評価を行い、宅地利用に関する公法上の規制を考慮した線引き後宅地補正による減価修正をしており（甲1・9～11頁）、市街化調整区域に係る制限は本件各通達評価額を算定する前提となる固定資産税評価額の算定において既に考慮されている。上記②については、評価通達7において土地の価額は地目別に評価し、地目は課税時期の現況によって判定する旨定めているところ、原告の主張（「答弁書について」と題する書面・8枚目）によれば伯母の土地は現況が雑種地であり、現況が宅地である本件各土地とは価額算定の条件が異なっているから、伯母の土地と同様の評価をすべきとはいえない。上記③については、不動産アドバイザーによる査定の客観的数値及び具体的な算定根拠等が明らかでなく、これをもって直ちに本件各土地の適正な時価を示すものとはいえない。したがって、原告指摘の上記①～③は、いずれも評価通達の定める評価方法によっては適正な時価を適切に算定することができない特別の事情に当たるとは認められず、原告の主張を採用することはできない。

そうすると、本件各通達評価額は、本件相続開始日における本件各土地の客観的な交換価値としての適正な時価を上回るものではないと推認されるから、本件更正請求に理由がないとした本件通知処分は適法である。

#### 第4 結論

よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 剣持 亮

裁判官 小野 啓介

裁判官 西尾 信員

(別紙).

指定代理人目録

今尾貴子 清水俊和 宮嶋 淳 本井泰司 三橋喜樹 水谷和正

以 上

(別紙)

略語一覧 (順不同)

- ・ 通則法 国税通則法
- ・ 小規模宅地等特例 租税特別措置法69条の4 (平成30年法律第7号による改正前のもの) の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
- ・ 評価通達 財産評価基本通達 (昭和39年4月25日付け直資56ほかによる国税庁長官通達。ただし、平成29年9月20日付課評2-46ほかによる改正前のもの。)
- ・ 本件被相続人 原告の父である乙
- ・ 本件相続開始日 平成28年6月●日
- ・ 本件相続 本件被相続人が本件相続開始日に死亡したことにより開始した相続
- ・ 本件土地1 別表1順号1の土地
- ・ 本件土地2 別表1順号2の土地
- ・ 本件土地3 別紙1順号3の土地
- ・ 本件各土地 本件土地1、本件土地2及び本件土地3
- ・ 本件各通達評価額 評価通達が定めた評価方法により算定した本件各土地の価額
- ・ 本件当初申告 本件相続に係る原告の平成29年4月24日付け相続税の申告
- ・ 本件当初申告書 本件当初申告に係る申告書
- ・ 本件修正申告 本件相続に係る原告の平成30年5月10日付け相続税の修正申告
- ・ 本件修正申告書 本件修正申告に係る修正申告書
- ・ 本件各申告 本件当初申告及び本件修正申告
- ・ 本件各申告書 本件当初申告書及び本件修正申告書
- ・ 本件更正請求 原告が令和4年4月21日にした相続税の更正の請求
- ・ 本件通知処分 本件更正の請求に対して一宮税務署長が令和4年12月7日付けでした更正をすべき理由がない旨の通知処分

以 上

(別紙)

関係法令等の定め

第1 国税通則法(通則法)

5 1 16条(国税についての納付すべき税額の確定の方式)

(1) 1項

国税についての納付すべき税額の確定の手続については、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方式の内容は、当該各号に掲げるところによる。

10 ア 1号

申告納税方式 納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

15 イ 2号 略

(2) 2項

国税(前条3項各号に掲げるものを除く。)についての納付すべき税額の確定が前項各号に掲げる方式のうちいずれの方式によりされるかは、次に定めるところによる。

20 ア 1号

納税義務が成立する場合において、納税者が、国税に関する法律の規定により、納付すべき税額を申告すべきものとされている国税 申告納税方式

イ 2号 略

2 23条(更正の請求)

25 (1) 1項

納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告

書に係る国税の法定申告期限から5年（2号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、10年）以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（略）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

ア 1号

- 5 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（略）が過大であるとき。

イ 2、3号 略

(2) 2項

- 10 納税申告書を提出した者又は25条（決定）の規定による決定（以下この項において「決定」という。）を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合（納税申告書を提出した者については、当該各号に定める期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間において、その該当することを理由として同項の規定による更  
15 正の請求（以下「更正の請求」という。）をすることができる。

(1～3号 略)

(3) 3～7項 略

3 56条（還付）1項

- 20 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金又は国税に係る過誤納金（以下「還付金等」という。）があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

4 74条（還付金等の消滅時効）1項

還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から5年間行使しないことによって、時効により消滅する。

25 第2 相続税法

1 22条（評価の原則）

この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

## 2 27条（相続税の申告書）1項

5 相続又は遺贈（略）により財産を取得した者及び当該被相続人に係る相続時精算課税適用者は、当該被相続人からこれらの事由により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格（略）の合計額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者に係る相続税の課税価格（略）に係る15条から19条まで、19条の3から20条の2まで及び21条の14から21条の18までの規定による相続税額があるときは、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10月以内（略）に課税価格、相続税額その他財務省令で定める事項を記載した申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

## 第3 財産評価基本通達（評価通達）

### 15 (1) 評価通達1

評価通達1は、その柱書きにおいて、財産の評価については、次による旨定め、同(2)は、財産の価額は、時価によるものとし、時価とは、課税時期(相続等により財産を取得した日等)において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、評価通達の定めによって評価した価額による旨定めている。

### 20 (2) 評価通達7

評価通達7は、土地の価額は地目別に評価し、地目は、課税時期の現況によって判定する旨定めている。

### (3) 評価通達11

25 評価通達11は、その柱書きにおいて、宅地の評価は、原則として、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる方式によって行う旨定め、同(2)は、市街地的形態

を形成する地域にある宅地以外の宅地については、倍率方式により評価する旨定め  
ている。

(4) 評価通達 2 1

5 評価通達 2 1 は、倍率方式とは、固定資産税評価額（地方税法 3 8 1 条（固定資  
産課税台帳の登録事項）の規定により土地課税台帳等に登録された基準年度の価格  
又は比準価格をいう。）に国税局長が一定の地域ごとにその地域の実情に即するよ  
うに定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する方式をいう旨定めている。

(5) 評価通達 2 1 - 2

10 評価通達 2 1 - 2 は、倍率方式により評価する宅地の価額は、その宅地の固定資  
産税評価額に地価事情の類似する地域ごとに、その地域にある宅地の売買実例価額、  
公示価格、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基として国税局  
長の定める倍率を乗じて計算した金額によって評価する旨定めている。

以 上

別表3 本件訴訟に至る経緯

区分	当初申告 (乙第6号証)	修正申告 (乙第15号証)	更正の請求 (乙第1号証)	通知処分 (乙第2号証)	裁決 (甲第1号証)
年月日	法定申告期限内	平成30年5月10日	令和4年4月21日	令和4年12月7日	令和5年11月9日
取得財産の価額	46,115,842円	56,259,268円	38,671,428円	更正をすべき理由がない旨の通知	棄却
課税価格	44,106,000円	54,249,000円	36,661,856円		
納付すべき税額	210,600円	1,224,800円	0円		

別表 1、2 省略